

第6回情報法制シンポジウム: パネルディスカッション 海賊版サイト対策3.0

パネリスト

- 石田 慶樹** 日本ネットワークイネブラー株式会社フェロー、一般社団法人 IPoE 協議会 理事長
出井 甫 骨董通り法律事務所 弁護士、内閣府知的財産戦略推進事務局 参事官補佐
曾我部 真裕 JILIS 副理事長、京都大学大学院法学研究科 教授
西潟 暢央 総務省総合通信基盤局 データ通信課長
平井 佑希 桜坂法律事務所 弁護士・弁理士
丸田 憲和 ライツ法律特許事務所 弁護士・弁理士
丸橋 透 JILIS 参与、明治大学法学部専任 教授

司会

- 宍戸 常寿** JILIS 参与、東京大学大学院法学政治学研究科 教授

宍戸 先ほどの西潟課長からの報告にありました政府による対策について、別の局面を担ってられました知財本部から、出井先生においでいただいております。まず、出井先生から情報提供をいただき、そこからパネルディスカッションを始めたいと思います。

出井 出井と申します。骨董通り法律事務所で弁護士をしております。また、現在、内閣府の知的財産戦略推進事務局、いわゆる知財本部に出向し、参事官補佐を兼務しています。海賊版対策には、弁護士の立場で民として従事する一方、内閣府職員の立場で官としても従事させていただいております。今日は、この両サイドの面から見て感じたところも含めてお話しさせていただければと思っております。

政府による海賊版対策の現況

まず、政府によるインターネット上の海賊版対策の経緯について簡単にご報告いたします。2017年頃から、漫画村等の海賊版サイトが社会問題化して、特にベトナム由来の海賊版サイトの被害が深刻化しました。こうしてインターネット上の海賊版対策の重要性は高まる中、特に国内法では完結しない海外発の海賊版サイトに対して、いかに対処すべきかという課題が顕在化したと思われます。その後、インターネット上の海賊版対策に対しては政府一丸となって対応すべく、2019年10月に総合的な対策メニュー及

びその工程表を知財本部で作成いたしました。

ただ、これは旧版でして、その後、コロナによって、巣籠もり需要が高まり、先ほど丸田先生のご報告にあったように、海賊版サイトへのアクセス数が増えました。この情勢に応じたメニューの改訂が必要ではないかということで、2021年4月に対策メニューを更新いたしました。

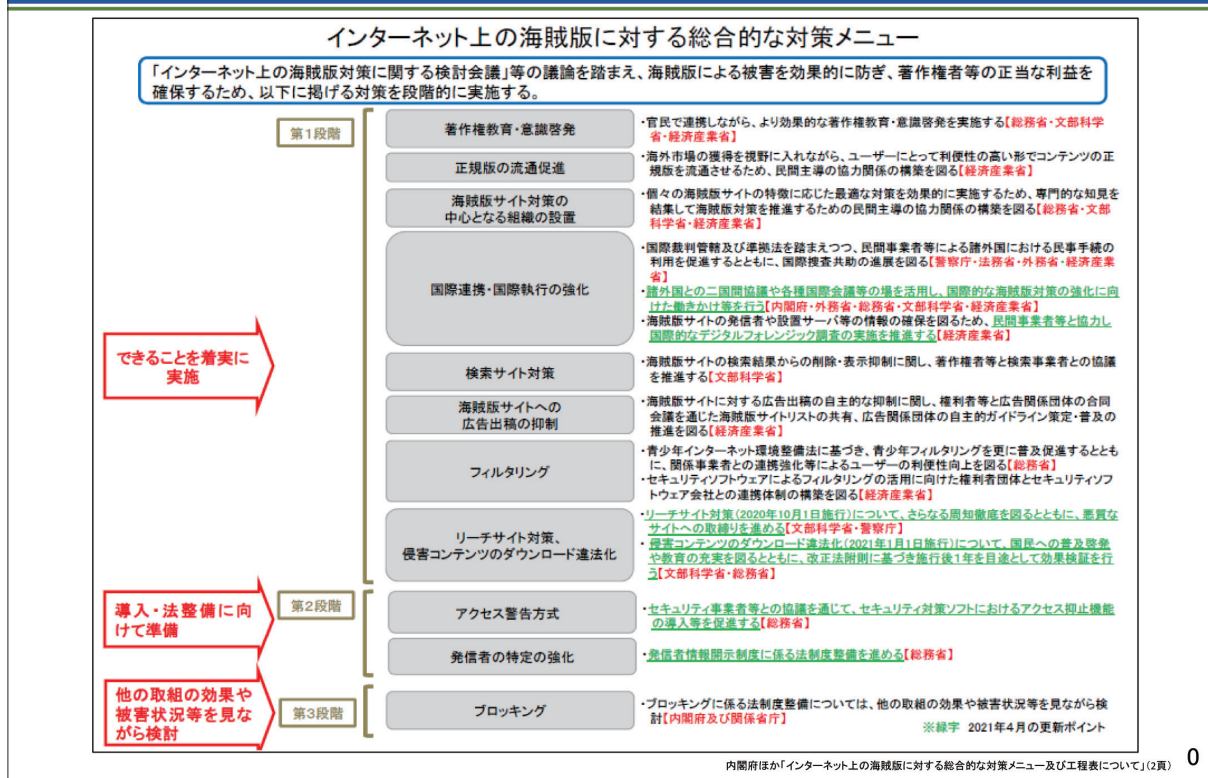
改訂されたものを次頁に図示しました。

現状、海賊版対策に唯一無二の方法はございません。サイト運営者の摘発や、サイトへの流入抑止、サイトの復活や新設の防止といった、さまざまな課題に対して多角的に取り組む必要があります。その必要性ゆえに、政府では上記総合対策メニューに基づき、内閣府のみならず、他の省庁を含めていろいろな取り組みを実施しております。改訂された部分は、緑色の部分となります。

なお、知財本部は毎年、知的財産推進計画を作成しており、そこにも海賊版対策を記載しています。今年も知財推進計画2022を公表しています。これを作成するにあたって重視されたことが2点あります。

1つは、国際連携、国際執行の強化。もう1つは、民間事業者との協力の推進です。1つ目に関しては、海外発の海賊版サイトが増えているので、その対策をいかに実効的に行うかというものです。2つ目に関しては、民間の取り組みに対して、政府が、どのようにサポートしていくかというものです。今回は、この2点を計画に記載し、実施していくことを掲げております。

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（2019年10月策定、2021年4月更新）

内閣府
知的財産戦略推進事務局

ここで1つ、関係府省庁で連携した海賊版対策の例をご紹介します。ベトナム海賊版対策です。なお、内閣府知財本部は、頭脳はあるけど手足がな

いようなものでして、実際に執行するのは、各府省庁になります。この対策では、各自の持ち味を活かした取り組みがなされております。

ベトナム海賊版に対する政府の取組

内閣府
知的財産戦略推進事務局

➤ ベトナム由来の海賊版サイトによる被害が急増。

→ 出版社と連携しつつ、これを支援するよう、被害拡大抑止に向けた取組を省庁横断的に実施。

警察庁

- 国際捜査共助の枠組みを活用して捜査を推進。
- 2021年7月、棚橋国家公安委員長からトララム公安大臣に対し、海賊版サイト運営者の特定・取締りについて働きかけ。

法務省

- 関係省庁と共に日・ベトナム刑事共助条約の新規締結に向けた最終交渉を実施（2021年11月、ベトナムとの間で同条約に署名）。

文化庁

- 2020年10月、ベトナムの海賊版サイトによる被害の深刻化を受け、ベトナムとの著作権及び著作隣接権に係る協力に関する覚書に基づき、ベトナム文化スポーツ観光省著作権局に対し協力を要請するレターを送付。
- 2021年3月、三谷文部科学政務官からグエン・ヴァン・フン文化スポーツ観光副大臣に対し、ベトナム海賊版サイトの運営者の特定・取締り、情報通信省との連携、発信者の情報を開示する制度の創設等について働きかけを実施（オンライン会議）。

外務省

- 日本企業等からの海賊版等相談窓口として、在ベトナム日本国大使館、在ホーチミン日本国総領事館に知的財産担当官を任命。
- 2021年3月以降、日本のハイレベルを含めた様々なレベルから累次にわたり、ベトナム政府に対し、ベトナム海賊版サイトの運営者の特定・取締り、発信者の情報を開示する制度の創設等について働きかけを実施。
- 2021年11月、日越首脳会談において、両国で連携して海賊版対策に取り組むことの認識を共有。

総務省

- 2021年3月、在ベトナム日本国大使館による情報通信省への働きかけの際に、発信者情報開示制度に関連して資料提供の協力を実施。

経済産業省

- 経産省予算をもって、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）において、ベトナム海賊版を「デジタルフォレンジック調査」の対象に含め、サイト運営者の特定を進める。
- CODAと広告関連3団体による合同会議を通じて共有している海賊版サイトリストを世界知的所有権機関（WIPO）とも共有し、WIPOアラートとして各国の広告主、広告事業者に対する情報提供を行う仕組みを構築。当該リストは2021年10月が最新版となっており、ベトナムの海賊版サイトについても掲載済み。

例えば、警察庁においては、捜査がメインですので、国際捜査の共助の枠組みを活用した捜査が試みられています。2021年7月には、棚橋国家公安委員長からトランプ公安大臣に対し、海賊版サイト運営者の特定・取締りについて働きかけがなされました。法務省では、日・ベトナム刑事共助条約の新規締結に向けた手続きを進めていただいております。文化庁は著作権教育による普及啓発や、ベトナム文化・スポーツ・観光省と関わりがありますので、そこに対する海賊版対策を働きかけていただいております。外務省は特に海外発の海賊版対策において重役を担っておりますので、私からも直接現地当局との取次や、働きかけをお願いしています。2021年11月には、日越首脳会談において、両国で連携して海賊版対策に取り組むことの認識共有のための準備をしていただきました。こうしたトップダウン方式での取り組みも重要と思います。総務省には、先ほどの報告の他に、ベトナムでは発信者情報開示制度が未確立であることから、日本の制度に関する資料を提供していただいたり、ベトナムのプロバイダ等を監督する情報通信省に対して海賊版対策への働きかけていただいております。経済産業省は主に経済支援がメインですので、デジタルフォレンジック調査の支援などをサポートしていただいております。

私が民官、双方兼ねて思うのは、海賊版対策をやっていく上では4つの連携が必要であり、政府は各連携の特徴を認識すべきということです。

1つ目は事業者間の連携です。これは、民によるさまざまな取り組みをより充実していただきつつ、政府がここにどう協力すべきかということが課題です。2つ目は府省庁官の連携です。先ほどベトナム海賊版対策についてご紹介しましたが、取り組むべき対象国は、ベトナムだけではなく。今後、府省庁間の持ち味をどのように活かしていくかを更に検討していくべきと思っています。

3つ目は官民の連携です。連携といっても、官は、民をサポートする立場ではありますが、指導や取締る立場でもあります。例えば、近日、日本での登記義務を怠っている外国会社を、法務省が裁判所に通報したことがニュースになりました。外国会社の国内登記が進めば、海賊版対策で海外事業者を相手とする裁判が必要になったとしても、送達手続がよりスムーズになることが期待されています。こうしたサポート活動も官としての役割とされます。

4つ目は海外当局との連携です。この連携は海外発のサイト運営者を摘発するには必須となります。現在、海賊版サイトは著しく変遷しています。そのため、従来のような国際共助条約に基づくルートでは、時

期遅れになることが懸念されます。やっとならば対象サイトの有力な情報を得たと思ったら、実は運営者はもう逃げていたなどといったことが大いに予想されます。ですので、今後は、日本政府と海外当局のみならず、民も含めて迅速な情報交換などが可能なスキームの構築が必要と考えております。私からは以上となります。

海賊版サイト 3.0 の状況

尖戸 出井先生、ありがとうございました。続きまして、石田さんからお話をいただきたいと思います。石田さんには、先ほどの平井先生の報告にもありました実務者意見交換会で、技術的な側面についてアドバイスをいただいております。それでは、石田さんよろしくをお願いします。

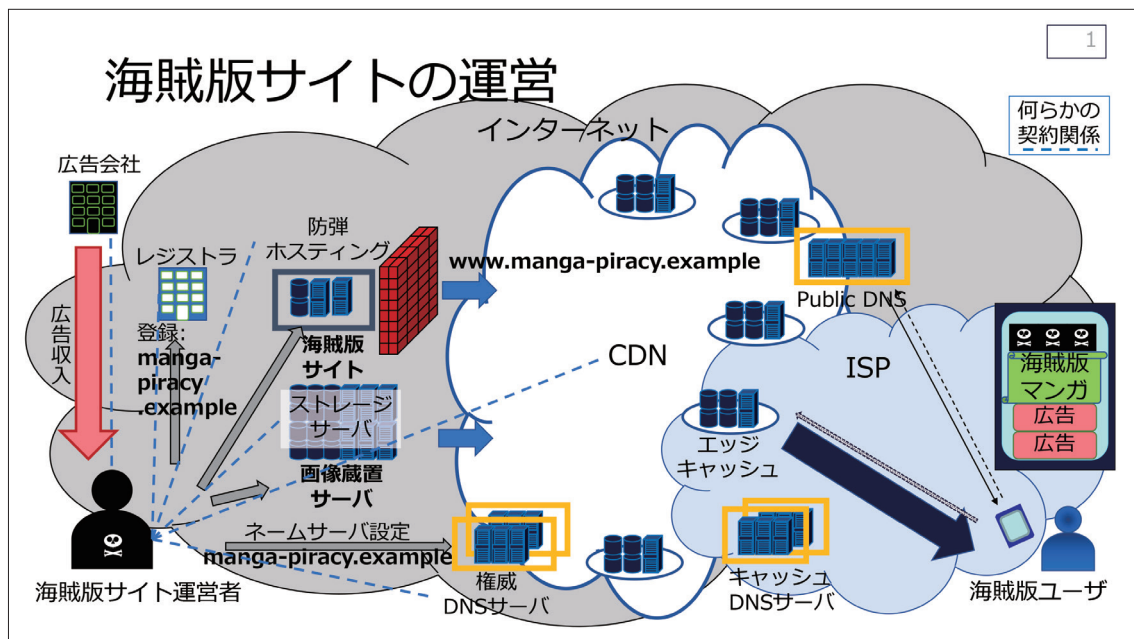
石田 石田でございます。海賊版対策実務者意見交換会のメンバーでありまして、技術検証チームのメンバーでもあります。その立場から、いわゆる漫画村後継サイトがさらに変遷してどうなってきたかという話を簡単に紹介させていただければと思います。

これまでの報告にもありましたが、漫画村そのものがもたらしたものであるというのは、いろいろ課題があるかと思っています。1つは、こういう犯罪が割に合うのだ、犯罪であることさえ除けば、お金が儲かるんだということを犯罪者、あるいは犯罪予備軍に知らしめてしまったということがあります。

2つ目に、パッケージ化ということが行われてしまったということです。海賊版サイトを簡単に支援するためのツールセットと呼ばれるようなものを提示してしまったところか、ある意味共有されているような状況があります。さらには、CDNがそれをかなり後押ししているというようなことが実際に起きていることです。

3つ目に、ライトユーザー、つまり漫画など買わなくても海賊版のサイトで見れるんだということを知ってしまったライトユーザーが増えてしまったところが深刻な課題ではないかと思っています。なるべく被害を低減するような方策は、技術的な観点から探れないかということで、今活動を行っているところです。

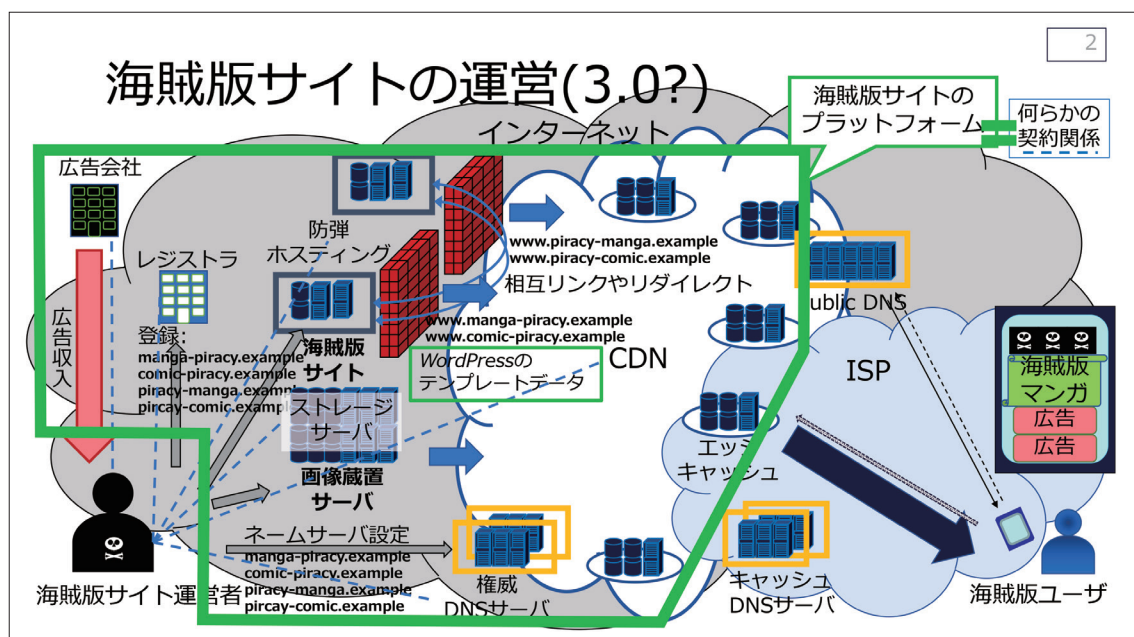
海賊版サイトの運営という形で図示をしております。いわば、漫画村あるいはその後継サイトと呼ばれる人たちの構図がこうになっているのではないかということを描いたものです。海賊版サイトの運営者は、インターネット上のさまざまな事業者と契約をしながら漫画海賊版サイトを運営しているということがすでにわかっています。ただ、契約関係があ



るにもかかわらず、それが誰であるかということが、うまく探り出せないことが、インターネット・ガバナンスにおけるひとつの大きな課題であります。

上図が、漫画村あるいはその後継サイトの図です。現在、さらに進化しています。このようなサイトが複数あって、相互リンクやリダイレクトによって、負荷をあるいはアクセスを分散し、なるべく目立たないようにしつつ、これまで通り、利益を保つあるいは売り上げを保つというようなことを試みているのではないかと。しかも、その運営者自体は複数存在しており、大手と言われるような人たちが継続してやってるんですが、それだけでなく、模倣犯的なところも出てきてるんじゃないか、というのが今危惧しているところでございます。しかも、それを可能とするため

に、下図の緑で囲った部分、いわゆる海賊版サイトのプラットフォームといえるようなところになるかと思いますが、そういうものが、提供され、準備されてしまっている。海賊版サイトの多くは、WordPressという、Webサイトを簡単に構築できるようなシステムが使われているのですが、そのテンプレートデータも実は共有・交換されているんじゃないかといった懸念もあります。ある意味、プラットフォーム化されてしまっているというのが、現在の海賊版サイトの運営の形態であります。すなわち、追いかけるべき相手は非常に増えてきている。こうした運営者を丁寧につつ潰していくのと同時に、時間がかかったとしても、プラットフォームとなるようなルールであったり、ちょっとでも変えていくことが必要なん



ではないかということで、今、取り組んでいるところでございます。簡単な説明ではありますが、以上ででございます。

矢野 ありがとうございます。それでは、引き続き曾我部先生、丸橋先生からコメントをいただきたいと思います。

アクセス抑止方策に関する検討会の活動

曾我部 ここまで専門家の方々、さまざま対策に関わってこられた先生方からお話がありました。それに比べると、私のこのテーマへの関わりは、非常に薄いのですが、あえて申しますと、「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」（以下、アクセス抑止検）の座長を仰せつかっておりましたので、こちらについてご紹介をした上で、お話をさせていただきたいと思います。

技術方面の先生、弁護士の先生、それから知財の先生、消費者代表の方といった方々で構成しております。

アクセス抑止検は、以前からあったんですけれども、しばらくお休みをしておまして、2021年の11月に再開し、今日のテーマに関わるような検討をしてきたというのが経緯となります。2022年7月に、現状とりまとめ案を公表いたしまして、これは現在パブコ

メを募集中ですので、ご覧いただければと思います。

今後の取り組みの方向性については、全く新しい取り組みというよりは、これまでの取り組みをさらにこう進めていこうというような形となっております。

1つ目は啓発活動です。そして、セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止法策の促進。これもセキュリティ対策ソフトの事業者の方々のご協力で、こういう機能を組み込んでいただいております、さらにこれを進めていこうということです。

また、2022年10月1日に施行される改正プロバイダ責任制限法によって、発信者情報開示がより円滑になることが期待されています。これは、海賊版サイト対策にも一定の効果があるのではということで挙げております。それから、国際連携の推進も挙げております。さらに、これは主に民間側の取り組みということだと思いますが、広告ですね。海賊版サイトというのは、結局、広告で成り立っておりますので、広告を出稿をなるべく減らしていくということで、これは、広告主の側も、海賊版サイトのようなところに自社の広告が出てしまうと、自社のブランドイメージが下がるということです、広告主の側の利益でもあるということで、これも比較的、対策が進むところまで進んでおまして、現状はその海賊版サイトに出てる広告というのは、かなりアングラなものに限られると状況になっています。



インターネット上の海賊版サイト対策に関する現状とりまとめ(案) 構成

1

- 近年、スマートフォンの普及が進むとともに、多様なコンテンツアプリケーションの登場に伴ってインターネット上のデータ流通量が増加の一途をたどる中で、ネットワークインフラの大容量化・高速化やコンテンツ処理技術・配信技術等の高度化等により、多くのコンテンツやデータがインターネット上で円滑に流通する環境が実現。
- 他方で、最近では、悪質かつ大規模な海賊版サイト(マンガやアニメなどのコンテンツが権利者の承諾なく違法にアップロードされているサイトをいう。)の登場が、権利者の利益を著しく損なうなどの点で大きな社会問題化。
- インターネット上の海賊版サイトの現状並びにその対策の取組の現状及び課題を整理するとともに、今後の海賊版サイト対策の取組の方向性について検討。

1. インターネット上の海賊版サイトをめぐる状況

- (1) 政府における海賊版対策の取組状況
- (2) 海賊版サイトの被害状況
- (3) 民間団体における取組

2. 海賊版サイト対策の取組に関する現状と課題

2-1 政策メニューの進捗状況の把握

- (1) ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動
- (2) セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進
- (3) 発信者情報開示に関する取組
- (4) 海賊版対策に向けた国際連携の推進

2-2 政策メニュー以外の取組に関する現状、課題等

- (1) 広告に関する現状、課題等
- (2) CDNサービスに関する現状、課題等
- (3) 検索サービスに関する現状、課題等
- (4) その他

3. 今後の取組の方向性

3-1 政策メニューに関する今後の取組の方向性

- (1) ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動
- (2) セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進
- (3) 発信者情報開示に関する取組
- (4) 海賊版対策に向けた国際連携の推進

3-2 政策メニュー以外の取組に関する今後の取組の方向性

- (1) 広告に関する今後の取組の方向性
- (2) CDNサービスに関する今後の取組の方向性
- (3) 検索サービスに関する今後の取組の方向性
- (4) その他の論点に関する今後の取組の方向性

CDNに関しては、要するに特定の1社について、改善が非常に期待されるというところで、かなりターゲットが絞られてきているということになっております。このクラウドフレア社に対して、取り組みを促していくというところは、現在の焦点になっているという風に認識しております。検索事業者に関しては、yahooさんに関しては、かなり取り組みを進めていただいているというご説明がありましたが、その他の事業者についても取り組みが進んでおり、あるいは出版社側との協議が進んでいるというようなご報告があったところです。

それから、ブロッキングについては、慎重に進める必要があるということを確認しております。以上が、アクセス抑止の現状とりまとめ案の大体の内容となります。

コメントとして申し上げますとすれば、やはり2018年当時からすると、非常に議論が深まってきているというのが、感想になりますね。ご記憶の方もいらっしゃると思いますが、2018年当時、あの漫画村の問題が持ち上がった時には、ブロッキングの話が突然出てきて大きな問題になったわけです。ブロッキングというのは、即効性というか、効果も正直なところある程度あると思うのですが、しかし副作用がそれ以上に大きいということで、あれだけ問題になったわけですね。副作用というのは、例えば、ブロッキングが禁じ手でなくなってしまうと、これはど

ん他のものにも広がっていってしまう。そうすると、昨今、ロシアとの関係でも話題になりますけども、インターネットの世界全体が分断されてしまうということにもつながりかねないということがあります。ですので、ブロッキングというのを安易に使うというのは問題であろうという当時の判断は正しかったんだと思います。その後、啓発、あるいは、著作権法改正によって、ダウンロードの違法化、罰則をつけるですとか、リーチサイトの規制など、さまざまな取り組みが行われました。その下で、出版社の方で訴訟などもされてきて、非常に地道な取り組みが進んできているところです。

現在の到達点としては、さらにそれを超えて、インターネット・ガバナンス全体の問題にもメスを入れようというようなところで、ICANNへの働きかけといったところに象徴的に現れているかと思います。こうしたところまで切り込んできたということで、著作権侵害、海賊版の問題というのは、インターネットの構造のところまで、思い致す必要というのを思い起こさせるんですね。そういうテーマになってきたのかなという風に思っております。

先ほどのベトナム系事業者もそうですし、クラウドフレア社もそうですけども、さまざまな取り組みの中でターゲットが絞り込まれていくというようなことも、政府関係者、民間の方々の取り組みの成果と思っております。ターゲットを絞ることによって、対策が



インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニュー（2020年12月公表）

2

- 依然として社会問題となっているインターネット上の海賊版に対する総合的な対策の一環として、総務省として、関係省庁・関係団体及び事業者と連携しつつ実施する取組について、以下の政策メニューを新たに取組みとめ、今後推進を行う。

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動

- ①「e-ネットキャラバン」の講座内容に2021年1月に施行される著作権法改正（海賊版コンテンツのダウンロード違法化）の内容をアップデート【実施済、継続的に実施】
- ②著作権法改正の内容をアップデートした「インターネットトラブル事例集（2021年版）」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【実施済、継続的に実施】
- ③出版社や携帯事業者等の関係者と協力し、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を作成・公表。携帯事業者の全国の販売店の店頭や青少年への普及啓発の現場等において広範な周知・啓発を実施【実施済、継続的に実施】

2. セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進

- ①セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止機能に関するユーザの意向調査を実施【実施済、継続的に実施】
- ②セキュリティ事業者等との実務者検討会を開催。上記調査結果等も踏まえ、セキュリティ事業者や携帯電話事業者が提供するセキュリティ対策ソフトにおいて全年齢に向けたアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけ【継続的に実施】

3. 発信者情報開示に関する取組

- ①海賊版コンテンツをアップロードする匿名の発信者の特定に資するため、開示対象となるログイン時情報の明確化、新たな裁判手続の創設といった内容を含む、発信者情報開示制度に係る法改正を実施【2021年4月成立】

4. 海賊版対策に向けた国際連携の推進

- ①海賊版サイトのドメイン名に関し、ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応の強化について、国際的な場（ICANN等）において議論を推進【ICANN会合において継続的に実施】
- ②国外の海賊版サイトのサーバ設置国の通信所管省庁等に対して、著作権を侵害する違法コンテンツの削除や発信者情報開示制度に関する意見交換及び対応強化に関する働きかけを実施【今年開催される二国間政策対話等に向けて準備】

過剰にならないとか、絞り込まれた対策が取れるという意味で、非常に意義のあるアプローチであると感じたところです。

矢野 ありがとうございます。続いて、丸橋先生からもコメントをいただければと思います。

海賊版対策に関する問題提起

丸橋 ジュリスト7月号に、CDNの民事責任について、Q&Aを書いたところなのですが、その後、1か月ぐらいでまた状況が変わっていたりして、非常にスピードが速い世界での問題だということを実感しているところです。今日の話を聞いていて、ポイントを挙げるとすると、まず、実際にベトナムでそういう組織が暗躍しているという話があるとして、そのアップロードを抑える仕組みについては、今後どういった対策が考えられるのかという点がずっと気になっています。日本の協力者がいるはずと考えるのが普通ではあるものの、電子版からコピーしてアップロードするとすると、海外からでもプロキシを通してアクセスしていれば、別に日本語がわからなくても、次々とアップロードできてしまうこともあるのかもしれないと思います。その辺り、実態について、どう想定しているのか補足いただけるのであれば、お聞きしたいところです。

それから、ソースからのコピーとアップロードまで含むその全体のエコシステムを、本来は元から絶たなければいけないので、そのための施策にどうやって追っていくかっていうところが必要ではないかと思います。例えば、電子出版への海外からプロキシ経由でのアクセスが分析できたりしないのかなど。また、官民での情報交換をやっていくというお話が出井さんからありました。そうは言っても、正式ルートですね、サイバー犯罪条約上の共助の枠組みとか、日本EUの刑事共助条約のような捜査救助をどれだけ真剣に、動かそうとしているのかというところについて、もし情報があれば、抽象的でもいいので、お聞きしたいところです。2018年に海賊版の協議の時に、警察庁の代表の方がとてもやる気がないような発言をされていたのを、今日は思い出しました。今ではもう状況が違うのかどうか。

それから、特定のCDNとの着地点についてなんですけれども、最近、そのCDNの会社がEUの偽造品・海賊版ウォッチリストで、カウンターでコメントを出していたりして、渉外活動をしっかりしているようです。その中で言ってるのが、トラステッド・レポーター・プログラムを俺はやっている。オリジンIPアドレ

スもどんどん出しているんだから十分じゃないか、みたいなことを言っていたりしています。もし本当に対策として、オリジンIPアドレスがしっかりわかれば、どんどん進むんだということであれば、それでいいのですが、多分それでは足りないだろうなと考えていまして、その現状と今後の目指す着地点を平井先生、丸田先生にお聞きしたいと思います。

矢野 ありがとうございます。ここまでだけでも、多くの論点が出てきました。そのうち、広告の話は、丸田先生からご回答いただきたいと思います。警察との協力関係は出井先生が適任でしょうか。また、CDNの関係は、丸田先生、平井先生から、アップロードの問題については、丸田先生、平井先生に加え、石田さんからも何かあればお願いします。ということで、順番に回していきたいと思いますが、まず、丸田先生からお願いいたします。

CDN 対策の着地点

丸田 はい、私の方から回答させていただければと思います。まず、whoisプロテクションなんですけど、問題になるところですよ。私自身もプロバイダおよび、PP (Privacy & Proxyサービス) を備えたレジストラ、いずれも侵害申告をしたことあるんですけども、解答拒絶、何の音沙汰もありませんでした。

これについて、現在の開示に関するルールという話なんですけれども、現状あるとしたら、ICANNとレジストラの間のレジストラ認定契約(RAA;Registrar Accreditation Agreement)における、Specification on Privacy and Proxy Registrations (Incorporated in 2013 RAA)が規律しております。こちらをテコに侵害申告をしたんですけども、何ら反応がありませんでした。事業者によっては、利用規約に知的財産権の侵害はいけないよ、というようなことが書かれていたりするんですけど、その点を指摘しても何ら音沙汰がありませんでした。ルールの整備について、現状以上に整備するというような話は、私の聞く限りでは出てきていないところです。もし、この辺り補足いただけるようでしたら、他の方補足いただければありがたいです。

矢野 ありがとうございます。それでは、平井先生からいかがでしょうか。

平井 先ほどの丸橋先生から、CDN対策の着地点というお話があったかと思います。これはどの業者もそうかもしれませんが、本人確認をしっかりと、違

反行為があった場合にはサービス停止なり、繰り返される場合にはアカウント停止などの対策をしっかりと取っていただくというのが、出発点なのかなと思っています。各事業者は、いろいろな形で海賊版サイトに影響を与えているわけですが、それぞれが与えている影響を取り除くというのが、最もフェアな対応かと思っています。次に、CDN業者がきちんと対応しているという点については、我々はそうは思っておりません。オリジンIPを開示しているということでしたが、オリジンIPはそう簡単には出してこないですし、オリジンIPがわかったところで、防弾ホスティングなどであった場合には、それ以上の対応が難しいということになります。CDNサービスは、コンテンツを拡散するところに寄与しているわけですので、その拡散をやめてもらうといったところが、対応の着地点になるかと思っています。

央戸 ありがとうございます。それでは、石田さんからもお願いしてよろしいでしょうか。

石田 漫画村に始まって、その当時アーカイブされたものは、すべからくそのまま持たれていると考えています。それ以降の最近のものに関しては、紙からスキャンしているのではなく、電子書籍を何らかの形で持っている。あるいは、そういうチームが場合によっては国内にいるのかもしれないと思いますけど、そこを何らかの形でトラッキングできるかというのは、ノーアイデアというのが正直なところではないかと思っています。平井先生がおっしゃったように、IPアドレスを教えているからOKでしょうというのは、やはり今の状況を鑑みると、利用者をしっかり確認すべき、あるいは違法な利用者に関しては、ちゃんとその排除すべきというところが、まず第1歩で、それができないのであれば、やはり拡散することを少なくとも抑え込むような方策が必要なのではないか、という風には考えるところであります。

警察との連携

央戸 ありがとうございます。それでは先ほどの警察との協力について、出井先生いかがでしょうか。

出井 まず、前提としまして、日本の刑法1条では、日本の刑法が適用される範囲として、「日本国内において罪を犯したすべての者」と規定されています。この「罪を犯した」とは、大審院判例において、行為または結果が日本にある場合と考えられています。そのため、海賊版サイトが日本で見られる場合には、

著作権侵害の結果は日本に生じているということで、警察の方には改めてその認識を共有して取り組むように、私から働きかけています。条約に関しては、ベトナムに関していえば、2021年11月に、日・ベトナム刑事共助条約が署名されたので、その実効性は、順次、私の方も観察していこうと思っています。

直接のお応えにはならないかもしれませんが、リベンジボルノ防止法の附則の2条に、インターネットを利用した被害について国際協力を検討することが明記されております。その結果などを警察が、平成28年には公表していたんですけれども、その後の進捗が分かっていないので、そこは確認したいと思います。実はここでの国際協力が海賊版対策の方にも、すでに国際連携のスキームが何か確立しているのであれば、これを応用できるんじゃないかという話ができておりました。新しく条約に基づく連携を一から作り上げることも重要ですが、このように、既存のルートを応用することも1つの選択肢だと思います。詳細など含めて、またご報告できるところがありましたら、お伝えさせていただこうかと思っています。

なぜ、ベトナムなのか？

央戸 ありがとうございます。時間が迫ってきましたので、このまま聴衆のみなさまのご質問を私の方で適宜拾いながら、議論を進めさせていただきたいと思っています。「なぜ、拠点がベトナムなのでしょう」というご質問をいただいておりますが、いかがでしょうか。

石田 わかりません。情報開示などの結果、出てきたIPがベトナムだったという、我々としても予想してたわけではなく、出てきたらベトナムだったというのが正直なところではないでしょうか。

央戸 私もこの数年、お話を伺っていて、法的な対応が意外としにくい国であるという認識を持ちました。だからこそ、出版側の代理人の先生方も苦勞され、また、出井先生からお話がありましたように、警察を含めて、日本国のいろんなルートを挙げて、アクセスされた。それでも動きに時間がかかるということで、何か特有の難しさがあるのかなと感じさせられました。

出井 以前、財務省から、ベトナム発の有体物の海賊版が増えている傾向にあるとの報告を受けました。そういったことを踏まえすと、ベトナムという国に、デジタルに限らない、有体物を含めた海賊版の温床

となる要因が何かあるのではないかと考えました。拙い情報ですが、ご報告させていただきます。

央戸 しかし、このようにあちこちの国で問題が起き、それぞれの国固有の問題があるということになると大変ですね。そこで1つはインターネットのグローバルなガバナンスの方で締められるところがあるか、もう1つはお金の問題について、先ほど広告の話も出しましたし、また、送金ルートを開くことはできないのか、というご質問も来ています。この点も何かご承知のところはございますでしょうか。

平井 送金ルートを開くことができたという試しはないですが、課金に関する情報というのは本人に結びつく可能性が高いので、課金に関するルートから、本人特定に至るというようなことは、一定程度あったように記憶しております。

央戸 ありがとうございます。丸田先生からは何かございますか？

丸田 送金ルートに密接に関わるのが広告事業者の存在です。要は、金の流れという点で、本人特定に至るような方向の調査というのは、実際に進めているところでございます。私の経験上、送金ルートを開くという形は、今のところないんですけども、金融系から、金の流れから本人特定へという形では進めてはおります。

央戸 ありがとうございます。先ほど曾我部先生の話にありましたが、海賊版対策を1個掘ってくと、インターネット全体の問題が見えたり、あるいは反社の問題が見えたりという、その一面でもあると思っております。他にも、「ダウンロード違法化話がありましたが、その後、立件されたりする事案はあるのですか」というご質問をいただいておりますが、出井先生の方で、何かご承知の件ございますでしょうか。

出井 立件の情報は、今のところ得ておりません。ただ今後、関係府省庁による海賊版対策の実績がどれほどでているのかを、ちゃんと確認・集約をしようかと思っております。ダウンロード違法化に関しては、文化庁が取り組み等なされているので、何か結果が得られましたら、どこかの機会でご報告差し上げようかと思っております。

央戸 ありがとうございます。さまざまな問題が顕在化してきているように思えます。先ほど、曾我部

先生のお話にありました、インターネットの分断の話は、村井先生が冒頭のメッセージでも触れられていましたけれども、ここまでの話の全体を受けまして、西潟課長から、追加のご発言やコメントがあればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

これからのインターネット ガバナンスの在り方

西潟 海賊版に対処すべく、民間も我々政府も各所で連携しておりますが、基本的にはイタチごっこであり、追いかけていくしかないというのが現状です。逆に、（イタチごっこではない）新しいことやろうとした瞬間に、それこそ冒頭村井先生から「Oxygen」という言葉がありましたけれども、今までの「みんなのインターネット」の何かが変わってしまう虞もあります。つまり、例えばこのドメインを使っている人がけしからんことをしているから誰か止めてください。恣意的でもなんでもいいので止めてください、というようなことを1回やってしまうと、今のインターネットを支えているいろいろな「タガ」が外れてしまう気がします。この部分については、今回の海賊版の話を通じて会場にいらっしゃる皆様一人ひとりの問題として考えていただければと思います。少なくともインターネットのオルタナティブが出てくるまでは、私はこれまでのインターネットのガバナンスや運用の在り方を石にかじりついてでも守っていくべきと考えております。

央戸 ありがとうございます。今、西潟課長からもコメントしていただきましたが、聴衆の方からも、「イタチごっこの印象を受ける。全ての業界を巻き込み、築き上げなければいけない」というコメントがありました。これは、まさにそうだろうと私も思います。

2018年の時点では、出版の方々も、通信の方々もお互いの話がよくわからないままだったという印象があります。呉越同舟と言われたこともありましたが、福井先生と2人で呼びかけさせていただいて、4年近くやってきた結果、出版と通信の間の連携が、実務者意見交換会レベルで、また、村井先生からお話ありましたように、CEOクラスでもできて、ABJさんという形の強い仕組みができていると思います。そこから先、利用者の方を含めて、エコシステムをどうやって回していくか。先ほどもお話ありましたが、ダウンロード違法化を梃子にして、フリーライドする利用者はダメだよというリテラシー向上の取組も進みました。けれども、なおその先で、どうやってエコシステムを回していくかについては、まだ議

論が全体として足りてないと思います。

インターネット・ガバナンスのあり方、あるいは今日お話にあった広告やお金の問題も含めて、今後の新しいデジタルエコノミーの中で、どこにどう手当てすることで、健全なエコシステムへもっていくのかということを考えるきっかけに、このパネルが役立ったとすれば幸いです。最後にJILIS参与でもあられます、丸橋先生から締め言葉をいただければと思います。

丸橋 インターネット・ガバナンスというキーワードは、これまで私的な権利行使とは、あまり関係ないところで語られてきたことが多かったと思うんですね。今日のお話を聞いて、皆さん実感されたと思うんですけど、民間、政府、学者も含めて議論をして、いかにオキシジェンがきちんと足りている状態で、このインターネットと、その上に成り立つ産業文化を守っていくかっていうことが重要なんじゃないか、ということだろうと思います。

央戸 ありがとうございます。議論が尽くせなかったところもありますけれども、JILIS Reportあるいは今後の実務者意見交換会や、総務省のアクセス抑止検での議論などをご覧いただきながら、引き続き、この問題について考えていただければと思います。それでは、本日のパネルディスカッション「海賊版サイト対策3.0」はここまでとさせていただきたいと思います。